

1. 受入れ機関の基準

- (1) 外国人と締結する契約は、報酬額が日本人と同等以上であることなどを確保するため、所要の基準に適合することが必要
- (2) 適格性に関する基準
 - ・ 労働関係法令・社会保険関係法令の遵守
 - ・ 欠格事由に該当しないこと等
- (3) 支援体制に関する基準（特定技能1号外国人材の場合に限る）
 - ・ 支援計画に基づき、適正な支援を行える能力・体制があること等

2. 登録支援機関の基準（特定技能1号外国人に限る）

- (1) 適格性に関する基準
 - ・ 欠格事由に該当しないこと等
- (2) 支援体制に関する基準
 - ・ 支援計画に基づき、適正な支援を行える能力・体制があること等

3. 支援の内容（特定技能1号外国人に限る）

- 特定技能1号外国人に対しては、本邦での活動を安定的・円滑に行うことができるようにするための日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を行う
- 受入れ機関又は登録を受けた登録支援機関が、特定技能1号外国人に対する支援を行う

- (1) 入国前の生活ガイダンスの提供
- (2) 外国人の住宅の確保
- (3) 在留中の生活オリエンテーションの実施
- (4) 生活のための日本語習得の支援
-
- (5) 外国人からの相談・苦情への対応
- (6) 各種行政手続についての情報提供
- (7) 非自発的離職時の転職支援
- (8) その他

受入れ機関・登録支援機関の役割等②

4. 出入国在留管理庁と受入れ機関等との関係

- (1) 外国人，受入れ機関及び登録支援機関による各種届出
- (2) 受入れ機関及び登録支援機関に対する指導・助言
- (3) 受入れ機関及び登録支援機関に対する報告徴収等
- (4) 受入れ機関に対する改善命令
- (5) 罰則規定

5. 悪質な紹介業者の介入防止方策

- 保証金等の徴収がないことを受入れの基準とする等の防止策を講じる

6. 転職

- (1) 入国・在留を認められた分野の中での転職を認める（転職の届出，手続が必要）
- (2) 非自発的離職時の転職支援

